

働き方改革への取り組み

【時間外労働削減にむけて】

- 1 各事業所の長は、時間外勤務及び休日時間外労働を極力なくすようにすること。
- 2 ひと月の時間外労働と休日時間外労働の合計時間が次の時間を超える場合は、事前に理事長の許可が必要とする。

役 職 等	ひと月間	年 間
一般職員・リーダー	1 0 時間	6 0 時間
副主任・主任	1 5 時間	9 0 時間
次長補佐・次長	2 0 時間	1 2 0 時間

※起算日は4月1日とする

2 0 1 9 年 4 月 1 日

社会福祉法人 青 谷 学 園
理事長 白 檉 忠